

# 山口県報

平成20年  
6月6日  
(金曜日)

## 目次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	三
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	三
道路の位置の指定(建築指導課)	三
公告	四
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	四
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	五
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)	六
貸金業者の登録の取消し(経営金融課)	六
土地改良区役員届出(農村整備課)	六
土地改良事業の完了(農村整備課)	八
基本測量の実施(監理課)	八
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	八
雑報	九
山口宇部有料道路に係る料金(割引の制度及び車種区分)の変更	九
平成二十年度宅地建物取引主任者資格試験を実施する旨の通知	二

### 山口県告示第二百八十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示す



る。  
当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年六月六日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年六月六日

山口県知事 二井 関 成

- 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 東洋鋼鈹株式会社  
住 所 東京都千代田区四番町二番地の二
- 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 東洋鋼鈹株式会社下松工場  
所在地 下松市大字東豊井一三〇二番地の一
- 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十一号の鉄鋼業の用に供する圧延施設及び焼入れ施設
- 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

種 類	加圧浮上処理施設									
	処理前		処理後		処理前		処理後		処理前	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
種 類	項目									
	通 常									
	水素イオン濃度 (水素指数)									
	化学的酸素要求量 (mg/l)									
	浮遊物質質量 (mg/l)									
	鉍油類 (mg/l)									
	窒素 (mg/l)									
	燐 (mg/l)									
	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )									
	通 常									
最 大										

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	六二八				六一八			
	変更後		変更前		変更後		変更前	
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
種 類	項目							
	通 常							
	水素イオン濃度 (水素指数)							
	化学的酸素要求量 (mg/l)							
	浮遊物質質量 (mg/l)							
	鉍油類 (mg/l)							
	窒素 (mg/l)							
	燐 (mg/l)							
	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )							
	通 常							
最 大								

備考 「六一八」及び「六一二」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第六十一号の鉄鋼業の用に供する圧延施設及び焼入れ施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

中和・凝集沈殿処理施設		
処理後		
変更後	変更前	変更後
"	七・五	"
"	九・五	"
"	一・三	"
"	一・九	"
"	一・〇	"
"	三・〇	"
"	五	"
"	"	"
"	"	"
"	二・三	"
"	五・二	"
"	"	"
"	"	"

No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	項目	排水水の汚染状態の値			排水水の一 日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
				変更後	変更前	変更後	
"	"	"	水素イオン濃度 (水素指数)	七・五	九・五	七・五	七六、三五六
"	"	"	化学的酸素要求量 (mg/l)	一三	一九	一三・九	六四、四五二
"	"	"	浮遊物質 (mg/l)	二	二	六	六四、四五二
"	"	"	鉍油類 (mg/l)	五	三・九	六	七六、三五六
"	"	"	窒素 (mg/l)	検出せず	検出せず	六	七六、三五六
"	"	"	燐 (mg/l)	検出せず	検出せず	五・二	七六、三五六
"	"	"	排出水の一 日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	七六、三五六	七六、三五六	七六、三五六	七六、三五六

山口県告示第二百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十年六月六日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称  
岩国市麻里布土地改良区  
由宇土地改良区

認可年月日  
平成二〇、五、二九

山口県告示第二百八十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第一二一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十年六月六日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
山陽小野田市中川三丁目六六七四の一 及び六六七四の二	六・〇	一六・九	一〇四・〇一



(二三八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成二十年六月六日から同年十月六日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。  
 平成二十年六月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ロックタウン周南  
 所在地 周南市古市一丁目四四七三の四
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七 羽間 和彦
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称	変更に係る事項	変更前	変更後
株式会社ヒマラヤ	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	(仮称) ロックタウン周南	ロックタウン周南
富士商株式会社			富士商株式会社
株式会社岩崎宏健堂			株式会社岩崎宏健堂
株式会社大創産業			株式会社大創産業
株式会社アイジユ			株式会社アイジユ
株式会社アビ			株式会社アビ

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社マックハウス			株式会社マックハウス
株式会社アトー・ワン			株式会社アトー・ワン
株式会社ハニーズ			株式会社ハニーズ
株式会社エービーシー・マー			株式会社エービーシー・マー
赤川 正行			赤川 正行
株式会社アーピング			株式会社アーピング
株式会社ワールド			株式会社ワールド
株式会社コックス			株式会社コックス
株式会社パレモ			株式会社パレモ
株式会社三城			株式会社三城
株式会社ベリーズ			株式会社ベリーズ
株式会社ツインマーボ			株式会社ツインマーボ
株式会社ヒマラヤ			岐阜市江添一丁目一番一号
富士商株式会社			山陽小野田市稲荷町一〇番一三三号
株式会社岩崎宏健堂			周南市福川三丁目一八番二二二号
株式会社大創産業			広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号
株式会社アイジユ			広島市西区商工セン
株式会社アビ			広島市西区商工セン
株式会社マックハウス			広島市西区商工セン
株式会社アトー・ワン			東京都杉並区梅里一丁目七番七号
			兵庫県西宮市中島町六番七号

大規模小売店舗において小売業を行なう者の住所	株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊二七番一号
大規模小売店舗において小売業を行なう者の氏名	株式会社イーピーシー・マー	東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番一号
	赤川 正行	光市大字浅江九五四の六
	株式会社アーピング	山口市大内御堀一三〇二の一
	株式会社ワールド	神戸市中央区港島中町六丁目八番一号
	株式会社コックス	東京都江東区新大橋一丁目八番一七号
	株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町一
	株式会社三城	東京都中央区銀座二丁目七番一七号
	株式会社ベリーズ	仙台市宮城野区扇町七丁目五番一七号
	株式会社ツインマーボ	大阪市北区大深町二
	株式会社ヒマラヤ	小森 裕作
	富士商株式会社	藤田 敏彦
	株式会社岩崎宏健堂	河戸憲一郎
	株式会社大創産業	矢野 博文
	株式会社アージュ	石角 毅
	株式会社アビ	藤田 貴弘
	株式会社マックハウス	栗原 勝利
	株式会社アトー・ワン	塚元 裕
	株式会社ハニーズ	江尻 義久
	株式会社イーピーシー・マー	野口 実

株式会社アーピング	繁光 哲雄
株式会社ワールド	寺井 秀藏
株式会社コックス	小平 博
株式会社パレモ	中本 敏幸
株式会社三城	多根 弘師
株式会社ベリーズ	安達 耕一
株式会社ツインマーボ	大敷 幸子

- 四 届出年月日  
平成二十年五月二十六日
- 五 変更年月日  
平成二十年五月二十五日

(三三九) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十年六月六日から同年十月六日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十年六月六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ロックタウン周南

所在地 周南市古市一丁目四四七三の四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七

代表者の氏名 羽間 和彦

三 変更に係る事項

駐輪場の位置

四 届出年月日

平成二十年五月二十六日

五 変更年月日

平成二十年六月三日

(二四〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年一月二十五日山口県公告(三九)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年六月六日から同年七月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年六月六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク安岡ショッピングパーク

所在地 下関市富任町一丁目四七四の六

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二四一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年一月二十五日山口県公告(四〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年六月六日から同年七月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年六月六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク安岡ショッピングパーク

所在地 下関市富任町一丁目四七四の六

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(二四二) 貸金業者の登録の取消し

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二十四条の六の五第一項第一号の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消しました。

平成二十年六月六日

山口県知事 二井 関 成

商号又は 名称	代表者の 名	主たる営業所等の 所在地	登 録 番 号	登 録 取 消 年月日
たけや企画	朴 康治	防府市戎町一丁目三番三号	(2)山口県知事 番第一四四四号	平成一八、 三、四 平成二〇、 五、二八

(二四三) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十年六月六日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏 名	住 所
山口市小鯖江良土地改良区	理 事	田中 徳義	山口市上小鯖二一五八
"	"	伊藤 一彦	一八〇二の三
"	"	伊藤 忠文	一九二九
"	"	田中 守	一七〇〇
"	"	鱈石 明	二二〇二
"	"	杉山 明	八〇一

二 退任した役員	福栄土地改良区	田万川上ノ原土地改良区
理事	理事	理事
佐伯 傳治	末永 昇	石橋誠之進
大田 三弘	藤田 高治	田中 勉
藤原 壽一	来原 保夫	伊藤 和之
藤田 芳昭	笹本 衛	田中 一男
鈴木 和夫	佐伯 勇	萩市大字中小川五八三
大谷 則夫	大谷 則夫	大字紫福二二七二
橋本 忠男	大谷 則夫	大字紫福二二七二
増野 博	大谷 則夫	大字紫福二二七二
竹重 清登	大谷 則夫	大字紫福二二七二
岩本 知吉	大谷 則夫	大字紫福二二七二
天野 猛	大谷 則夫	大字紫福二二七二
尾木 武夫	大谷 則夫	大字紫福二二七二
伊藤 一夫	大谷 則夫	大字紫福二二七二
山田 清人	大谷 則夫	大字紫福二二七二
上杉 幸人	大谷 則夫	大字紫福二二七二
津守 武夫	大谷 則夫	大字紫福二二七二
齋藤 一小	大谷 則夫	大字紫福二二七二
齋藤 好弘	大谷 則夫	大字紫福二二七二
水津 俊男	大谷 則夫	大字紫福二二七二
吉本 伴	大谷 則夫	大字紫福二二七二
山崎 勇	大谷 則夫	大字紫福二二七二
理事	理事	理事
田中 弘	田中 弘	田中 弘
田中 勉	田中 勉	田中 勉
伊藤 和之	伊藤 和之	伊藤 和之
田中 一男	田中 一男	田中 一男
石橋誠之進	石橋誠之進	石橋誠之進

福栄土地改良区	田万川上ノ原土地改良区	山口市小鯖江良土地改良区	土地改良区の名称
理事	理事	理事	理事の別
笹本 衛	石橋誠之進	田中 徳義	氏名
片山 一徳	樋口 健介	伊藤 芳雄	住
末永 昇	伊藤 和之	伊藤 忠文	所
大谷 則夫	田中 勉	藤井 悟	山口市上小鯖二一五八
原田 昇	田中 弘	藤井 悟	山口市上小鯖二一五八
増野 博	杉山 明	藤井 悟	山口市上小鯖二一五八
岩本陽一郎	鰐石 明	藤井 悟	山口市上小鯖二一五八
尾木 武夫	林 勝久	藤井 悟	山口市上小鯖二一五八
岩本 知吉	吉田 敏恵	藤井 悟	山口市上小鯖二一五八
天野 猛	水津 俊男	藤井 悟	山口市上小鯖二一五八
安田 智	齋藤 好弘	藤井 悟	山口市上小鯖二一五八
長見 守	齋藤 一小	藤井 悟	山口市上小鯖二一五八
山田 清人	津守 武夫	藤井 悟	山口市上小鯖二一五八
上杉 幸人	齋藤 一小	藤井 悟	山口市上小鯖二一五八
津守 武夫	齋藤 一小	藤井 悟	山口市上小鯖二一五八
齋藤 一小	齋藤 一小	藤井 悟	山口市上小鯖二一五八
齋藤 好弘	齋藤 好弘	藤井 悟	山口市上小鯖二一五八
水津 俊男	水津 俊男	藤井 悟	山口市上小鯖二一五八
吉田 敏恵	吉田 敏恵	藤井 悟	山口市上小鯖二一五八
林 勝久	林 勝久	藤井 悟	山口市上小鯖二一五八
理事	理事	理事	理事
石橋誠之進	石橋誠之進	石橋誠之進	石橋誠之進
樋口 健介	樋口 健介	樋口 健介	樋口 健介
伊藤 和之	伊藤 和之	伊藤 和之	伊藤 和之
田中 勉	田中 勉	田中 勉	田中 勉
田中 弘	田中 弘	田中 弘	田中 弘
杉山 明	杉山 明	杉山 明	杉山 明
鰐石 明	鰐石 明	鰐石 明	鰐石 明
藤井 悟	藤井 悟	藤井 悟	藤井 悟
伊藤 忠文	伊藤 忠文	伊藤 忠文	伊藤 忠文
伊藤 芳雄	伊藤 芳雄	伊藤 芳雄	伊藤 芳雄
田中 徳義	田中 徳義	田中 徳義	田中 徳義

岡 敬治	六二九二
服部 純基	三五六五
来原 保夫	五三〇六
佐伯 勇	大字福井上二一〇四
村田 巧	大字福井下四七三七
三輪 大二	四一四一の二二
伊藤 健一	大字黒川一二六
石川 埴典	七二七
藤田新太郎	六八八
金子 光男	大字福井上三八六七
藤原 壽一	三六五〇
大田 三弘	大字紫福一二三八の一
佐伯 傳治	大字福井下四五三四
藤田 清一	大字黒川八九七
藤原 悟	大字福井上三六四二

(二四四) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十年六月六日

山口県知事 二井 関成

一 事業の名称

県営大里地区ほ場整備事業(大里東換地区)

二 工事完了の時期

平成二十年五月一日

一 事業の名称

県営大里地区ほ場整備事業(大里西換地区)

二 工事完了の時期

平成二十年五月一日

(二四五) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十年六月六日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

基本測量(ジオイド測量)

二 作業の地域

宇部市、萩市、防府市及び岩国市

三 作業の期間

平成二十年七月一日から同年九月三十日まで

(二四六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十年六月六日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字切山字山ノ神

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市南花岡一丁目一九番一号

兼子 慎吾

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字末武下字七反田

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区小町三番一九号

株式会社エネルギア不動産





山口宇部有料道路に係る料金(割引の制度及び車種区分)の変更

平成二十年九月一日から山口宇部有料道路に係る料金(割引の制度及び車種区分)を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十五条第一項の規定により公告します。

平成二十年六月六日

山口県道路公社

理事長 嶋岡正三

一 割引の制度

割引の制度を次のとおりとする。

(一) 回数券割引

回数券の割引率は、二割以下とする。ただし、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第二十一条第二号の許可を受けて行う乗合旅客の運送の用に供する自動車(山口宇部有料道路と高速自動車国道山陽自動車道宇部下関線とを連続して通行する場合を除く。)(に係る回数券の割引率は、三割とする。

(二) 障害者割引

次に掲げる自動車(営業用のものを除く。)(で、あらかじめ社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条に規定する福祉に関する事務所(市町村又は特別区が設置したものに限る。)(又は当該福祉に関する事務所を設置していない町村の事務所において、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)(又は療育手帳制度要綱(昭和四十八年九月二十七日付け厚生省発児第百五十六号厚生事務次官通知)に定める療育手帳(以下「療育手帳」という。)(に当該自動車に係る道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の規定による自動車登録番号又は車両番号その他必要な事項を記載する手続がなされたものについては、現金又はクレジットカード(ETCカード)(有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成十一年建設省令第三十八号。以下「省令」という。)(第四条第一項第一号に規定する識別カードをいう。以下同じ。)(を含む。)(により納

付される料金の割引率を五割以下とする。ただし、ETCシステム(省令第一条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。)(を使用して無線の通信により道路を通行したことを記録して料金を納付する場合には、この割引の適用を受けるためあらかじめETCシステムに車載器(省令第四条第一項第一号に規定する車載器をいう。以下同じ。)(及びETCカード(1に掲げる自動車にあつては1に規定する身体障害者の名義で発行されたものに、2に掲げる自動車にあつては2に規定する重度障害者(その者が未成年者である場合は、親権を行う者及び後見人を含む。)(の名義で発行されたものに限る。)(の情報登録し、当該車載器及びETCカードを使用したときに限り、この割引を適用する。

1 身体障害者手帳の交付を受けている者(十五歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。)(が自ら運転する乗用自動車(道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証(以下「自動車検査証」という。)(の用途の欄に「乗用」と記載されている自動車で、乗車定員十人以下のものをいう。)(、貨物自動車(自動車検査証の用途の欄に「貨物」と記載されている自動車で、前後に二列以上の座席が設置され、乗車定員が四人以上十人以下のもの(座席と荷台との間に仕切りがあり、かつ、最大積載量が五百キログラムを超えるものを除く。)(をいう。)(、特種用途自動車(自動車検査証の用途の欄に「特種」と、車体の形状の欄に「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」又は「キャンピング車」と記載されている自動車で、乗車定員十人以下のものをいう。)(又は総排気量が〇・一二五リットルを超える二輪自動車(以下「乗用自動車等」と総称する。)(で、当該身体障害者又はその親族等(配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等をいう。以下同じ。)(が所有するもの(割賦販売等に係る契約又は長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合において自動車検査証の使用の氏名又は名称の欄に当該身体障害者又はその親族等の氏名が記載されているものを含む。)(。ただし、身体障害者一人につき一台に限る。

2 身体障害者手帳の交付を受けている者(十五歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該十五歳未満の者)のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に定める障害の等級をいう。)(に該当する障害を有する者(以下「重度身体障害者」という。)(若しくは同表の上欄に掲げる障害を二以上有し、かつ、その総合的な障害の程度が重度身体障害者に準ずる者又は療育手帳の交付を受けている者のうち障害の程度が「療育手帳制度の実施について」(昭和四十八年九月二十七日付け児

ぼうこう又は直腸の機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害	心臓機能障害	肢体不自由			聴覚障害	視覚障害	障害の区分	障害の程度
				乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能(一)上肢のみ運動機能障害がある場合を除く。	下肢機能(一)下肢のみ運動機能障害がある場合を除く。				
一級 三級	一級 三級 四級	一級 三級 四級	一級 三級 四級	一級 二級 三級	一級 二級	一級 二級 三級	二級 三級	一級 二級 三級 四級の一	障害の程度	

発第七百二十五号厚生省児童家庭局長通知)の第三の一の(一)に規定する重度に該当する者(以下「重度障害者」と総称する。)(が乗車し、その移動のために当該重度障害者以外の者が運転する乗用自動車等で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの(割賦販売等に係る契約又は長期の賃貸借契約等により自動車を利用してしている場合において自動車検査証の使用者の氏名又は名称の欄に当該重度障害者又はその親族等の氏名が記載されているものを含む。)(又は当該重度障害者若しくはその親族等が乗用自動車等を所有していない場合において当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの(割賦販売等に係る契約又は長期の賃貸借契約等により自動車を利用してしている場合において自動車検査証の使用者の氏名又は名称の欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているものを含む。)(。ただし、重度障害者一人につき一台に限る。

小腸機能障害	一級 三級 四級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	一級 二級 三級 四級

(三) ETC前納割引

ETCカードを使用して料金を納付しようとする者で、省令第二条第一項の規定によりETCシステムを使用して徴収される料金の割引を受けるため、あらかじめETCシステムに車載器及びETCカードの情報を登録し、かつ、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社(一定の額の料金の前払を行ったもの)の自動車(自動車専用道路の区間を通行する自動車に限る。)(については、前払された料金の割引率を一割四分以下とする。

(四) 深夜割引

山口宇部有料道路のいずれかの料金所から他の料金所までの区間又は同道路と省令第四条第一項の自動料金徴収者が省令第二条第一項の規定によりETCシステムを使用して料金を徴収する他の道路とを連続して通行する場合における当該道路のいずれかの区間を午前零時から午前四時までの間に通行した自動車で、ETCシステムを使用して無線の通信により道路を通行したことを記録したものについては、ETCカードにより納付される料金の割引率を三割とし、割引を適用した後の料金に二十五円未満の端数があるときはこれを切り捨て、二十五円以上七十五円未満の端数があるときはこれを五十円とし、七十五円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。

(五) 通勤割引

午前六時から午前九時までの間又は午後五時から午後八時までの間に料金所(山口宇部有料道路と西日本高速道路株式会社が管理する道路とを連続して通行する場合)にあっては、高速自動車国道中国縦貫自動車道山口料金所、小郡料金所、美祢料金所、美祢西料金所、小月料金所及び下関料金所、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線防府西料金所及び山口南料金所、高速自動車国道山陽自動車道宇部下関線宇部料金所、小野田料金所及び埴生料金所、高速自動車国道九州縦貫自動車道門司料金所、小倉東料金所、小倉南料金所及び八幡料金所、高速自動車国道東九州自動車道苅田北九州空港料金所並びに高速自動車国道関門自動車道門司港料金所を含む。)を通行した自動車で、ETCシステムを使用して無線の通信により道路を通行したことを記録したものについては、ETCカードにより納付される料金の割引率を五割とし、割引を適用した後の料金に二十五円未満の端数があるときはこれを

車種区分	軽自動車		普通車	中型車
	(1) 軽自動車	(2) 小型特殊自動車		
自動車等の種類	小型二輪自動車	小型特殊自動車	けん引自動車、普通乗用自動車	(8) 乗合型自動車 (乗車定員十一人以上、乗車総重量八トン未満のもの)
摘	道路運送車両法(以下この表において「法」という。)	道路運送車両法(以下この表において「法」という。)	けん引自動車(以下この表において「けん引自動車」という。)	乗合型自動車(乗車定員十一人以上、乗車総重量八トン未満のもの)

- 二
- 3 通勤割引の適用を受ける自動車に対しては、深夜割引は、適用しない。
- 車種区分を次の表のとおりとする。
- (六) 適用の除外
- 1 障害者割引の適用を受ける自動車に対しては、回数券割引、深夜割引及び通勤割引は、適用しない。
  - 2 ETC前納割引の適用を受ける自動車に対しては、回数券割引は、適用しない。
  - 3 通勤割引の適用を受ける自動車に対しては、深夜割引は、適用しない。
- 切り捨て、二十五円以上七十五円未満の端数があるときはこれを五十円とし、七十五円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。ただし、一日においては、午前六時から午前九時までの間及び午後五時から午後八時までの間のそれぞれについて、当該自動車がこの割引(西日本高速道路株式会社)が適用する同種の割引を含む。)の適用を受けるための要件を最初に満たしたときに限り、この割引を適用する。

軽車両等		特 大 車			大 型 車	
(19) 自転車	(18) 軽 車 両	(17) 原動機付自転車	(16) 乗合型自動車 (その他)	(15) 大型特殊自動車	(14) 連結車 両	(13) 普通貨物自動車 (四車軸以上のもの)
道路交通法(昭和三十五年法律第百五号) 第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。	法第二条第四項に規定する軽車両をいう。	法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。	乗合型自動車で、乗車定員が三十人以上のもの又は乗車総重量が八トン以上のもの(11)に該当するものを除く。をいう。	法第三条の大型特殊自動車をいう。	けん引自動車(以下この表において「けん引自動車」という。)	けん引自動車(以下この表において「けん引自動車」という。)

平成二十年度宅地建物取引主任者資格試験を実施する旨の通知

財団法人不動産適正取引推進機構理事長から、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第十六条第一項に規定する宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する旨の通知がありました。

平成二十年六月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 試験の日時  
平成二十年十月十九日（日曜日）午後一時（法第十六条第三項の規定により試験の一部が免除される者にあつては、午後一時十分）から午後三時まで
- 二 試験の場所  
受験申込書の受付の際に指定する。
- 三 受験資格  
年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。
- 四 受験申込書の提出方法  
受験申込書は、郵便（配達記録郵便によるものに限る。）により、山口市小郡黄金町五番一六号社団法人山口県宅地建物取引業協会本部に提出すること。
- 五 受験申込書の受付期間  
平成二十年七月一日（火曜日）から同月三十一日（木曜日）まで（同日までの消印があるものに限る。）
- 六 インターネットを利用する方法による受験の申込み  
(一) インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができる。  
(二) 受験の申込みの受付期間及び受付時間  
平成二十年七月一日（火曜日）午前九時三十分から同月十五日（火曜日）午後九時五十九分まで
- 七 受験手数料  
七千円
- 八 その他  
(一) 試験案内及び受験申込書の配布は、平成二十年七月一日（火曜日）から同月三十一日（木曜日）までの間に山口県土木建築部住宅課及び各土木事務所並びに社団法人山口県宅地建物取引業協会本部及び各支部において行う。  
(二) この試験についての問合せは、社団法人山口県宅地建物取引業協会（電話〇八三一九七三―七一一一）にすること。

平成二十年六月六日印刷  
平成二十年六月六日発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）